

嘆願書

提出理由

吾が横濱市の復興も既に完成し、帝都の玄關として、六大都市に恥ぢざる大横濱は建設されたのである。然して今後大横濱のより良き發展の爲めには、吾々交通労働者は緊密なる關係に置かれ、其の責任と使命とは重大なるものである。是が圓滑なる發展を期する爲には吾々從業員の健康、保險、待遇は勿論、是非共これが完全を期さればならない要項である。然るに吾が市電當局は、財政窮乏を唯一の楯に極度の緊縮方針を執り、運轉系統の變更による減車政策、殊に今回發表したる吾々從業員の過勞による極度の疲労となり、生活は根底からくつがへされ、全從業員は戰々恐々として日夜不安の内に就業し、生はる現状はやがては公共事業の本旨に悖り、交連輸の使命を不完全ならしめ、此の重大なる責任の完全なる遂行は期し難いのである。故に、本年五月廿五日の共條和會第六回大會に於て決議したる左の諸項を茲に嘆願するものである。

嘆願條項

一、共済組合規定一部改正せられたし

理由 割々と行動する不景氣の状態を見る時吾々は如く改正せられたし

書寫

共済組合金融貸付に関する規定

第二條中三年以上四年未満の者には給料月額六割とする割と改正せられたし

共済組合議員選舉規則

第一條 評議員は左の從業員中より下記定数を選舉するものとする
監督、車掌、運轉手、信號人、轉換手、より三名のところ八名、守衛、職工、小便より三名の處四名にせられたし

二、親和會常任評議員に非務務を認められたし

理由 車庫分離に伴ひ親和會の事業擴大され繁雜を極め事務の整理上評議員選出の常任評議員をして非務務を認められたし

三、住宅手當支給されたし

理由 一、公舍居住者と普通借家居住者との不均等なる事又公舍ありと雖も申請的で甚だ少少なる事
二、勤務時間の都合上家賃其他生活費の低廉なる地區を選び得ない事
三、現從業員の大多数が妻帯者である事

又一面に於て何等生活に裕度を或せざる高齢者にも設備の完備せる低廉なる公舍を無料で與へて居り現從業員は一部の者の利用者に限られ大衆の為めにならぬ依つて不合理的な待遇に對し茲に住宅手當として公舍以外の居住者に對し一ヶ月金六圓也を支給せられたし

四、行路變更指定の場合五割増支給せられたし

理由 従來當局の都合に依り行路變更を指定されしきにも拘らず行路變更され勤務時間は延長されるに至りては到底構へ難きものあり然も當局は之に對し何等の考慮をもせざるは不當なるに依り行路變更指定者に對しては五割増支給せられたし

五、各社幹事會書寫へ一回金員を定員と司一

の生地相應にして到底一年間の使用に堪へず依つて毎年給せられたし尙且も品質不良にして其の用をなさず依つて業務上便利なケツアを支給せられたし

九、増車せられたし

理由 吾が横濱市の復興も既に完成し帝都の玄關として六大都市として恥ぢざる大横濱の文化は延被されたのである。然して今後當大横濱のより良き發展の爲めには吾市電氣局は、重大なる使命を持つものである。然しあら他の五大都市に比較するとき其地方に於て多少の相違はあるとは云へ獨り吾市電氣局のみは六大都市中最少數にある隨

し爲に、一般市民の不便と不安を盡々高め遂には大構造の發展をも輔助する一大原因となるのである。然も當電氣局は近日中に乗車費一錢以上を實現せんとしてあるのである故に財源に於ても充分餘裕のある事を確信するものである。依つて直ちに増車せられたし

十、採用規定期一部改正せられたし

理由 現在信號人中には既に車掌、運轉手採用規定の定年に達したるものあり之に對し當局が都合上信號人として置かれてゐる者が多數あるのである。然も現行の信號人の給與に其の一家を文へ符さざるが如き状態である故に車掌、運轉手の採用規定の定年に達したる信號人中より志願者に限り無

十一、同上作業に對し同一賃銀支給せられたし

理由 當局は不法にも産業の合理化政策に依て補助車掌の名目のもとに少年労働者を雇入れてゐる。斯ら政策は必然に成年労働者の失業を創造するものであり。社會道德上ゆるす可ならざる重大問題なり然も成長の過程にある少年労働者をして成人労働者と同一の作業、否より過重な労働を強いてゐる。吾々は斯る矛盾する制度には絶対に反対である。

十二、乗務時分計算規定並給與規定一部改正せられたし

理由 當局では今回の該規定改正は市民の電車に對する非難を一掃する目的の下に爲したるものにして從業員の收入遞減を調するものに非ずとの意味を過日發表せられた然しながら吾々の收入は事實上甚しく減せられ利へ嚴重なる間に之にて二重三重に束縛を受くるが如きは矛盾も甚しく